

2024年9月4日

中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金における 賃金引上げの実施状況に関する証憑の提出について（8次公募以降）

事業承継・引継ぎ補助金事務局

令和5年度補正 事業承継・引継ぎ補助金では、公募回ごとに賃上げの充足要件が異なります。交付申請時の情報をもとに、ご自身の該当する内容をご確認の上、適切な証憑のご提出をお願いします。

※公募回ごとの賃上げの充足要件は以下の URL よりご確認ください。

【経営革新枠】 URL：report-besshi2-jimutebikisho_business.pdf (jsh.go.jp)

■ 賃金引上げの実施状況に関する確認（公募回別の内容整理）		7次公募	8次公募以降
補助上限額の引き上げ*に係る賃上げの実施 <small>*上限600万円以内～800万円以内</small>	要件	以下①②のいずれかを達成すること ① 補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上となる賃上げ ② ①を既に達成している事業者は、補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金+30円以上となる賃上げ	以下①②のいずれかを達成すること ① 補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金が地域別最低賃金+50円以上となる賃上げ ② ①を既に達成している事業者は、補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金+50円以上となる賃上げ
	証憑の提出時期	実績報告時	実績報告時
	実績報告時の必要書類	✓ 対象月（支払期間）の賃金台帳 ※全員分 ✓ 対象月（支払期間）の【事業場内最低賃金対象者】の賃金台帳 ✓ 労働者名簿 ✓ 【別紙2_様式①】賃金引上げに係る報告書	✓ 対象月（支払期間）の賃金台帳 ※全員分 ✓ 対象月（支払期間）の【事業場内最低賃金対象者】の賃金台帳 ✓ 労働者名簿 ✓ 【別紙2_様式①】賃金引上げに係る報告書
交付申請時の加点要素としての賃上げの実施	要件	（該当なし）	• 補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上となる賃上げ • 上記を既に達成している事業者は、補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金+30円以上となる賃上げ
	証憑の提出時期	（該当なし）	事業化状況報告時（後年の報告時） ※上記記載としておりますが、後日、賃上げの証憑提出用のフォームをご案内しますので、事業化状況報告を待たず適時報告を実施してください
	実績報告時の必要書類	（該当なし）	なし ※実績報告フォーム内では簡易報告のみ

【専門家活用枠】 URL : report-besshi2-jimutebikisho_experts.pdf (jsh.go.jp)

■ 賃金引上げの実施状況に関する確認 交付申請時に、【賃上げ要件】の加点申請を行った事業者については、補助事業期間の賃上げの実施状況を報告していただく必要があります。以下の記載を参照に、証憑の準備・提出を実施してください。

		7次公募	8次公募以降
【買い手支援類型】 交付申請時の 加点要素としての 賃上げの実施	要件	以下のいずれかを達成すること ・ 補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上となる賃上げ ・ 上記を既に達成している事業者は、補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金+30円以上となる賃上げ	以下①②のいずれかを達成すること ・ 補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上となる賃上げ ・ 上記を既に達成している事業者は、補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金+30円以上となる賃上げ
	証憑の提出時期	実績報告時	事業化状況報告時（後年の報告時） ※上記記載とありますが、後日、賃上げの証憑提出用のフォームをご案内しますので、事業化状況報告を待たず適時報告を実施してください
	実績報告時の必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象月（支払期間）の賃金台帳 ※全員分 ✓ 対象月（支払期間）の【事業場内最低賃金対象者】の賃金台帳 ✓ 労働者名簿 ✓ 【別紙2_様式①】賃金引上げに係る報告書 	<p>なし</p> <p>※実績報告フォーム内での簡易報告のみ</p>
【売り手支援類型】 交付申請時の 加点要素としての 賃上げの実施	要件	(該当なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上となる賃上げ ・ 上記を既に達成している事業者は、補助事業期間終了時に、事業場内最低賃金+30円以上となる賃上げ
	証憑の提出時期	(該当なし)	事業化状況報告時（後年の報告時） ※上記記載とありますが、後日、賃上げの証憑提出用のフォームをご案内しますので、事業化状況報告を待たず適時報告を実施してください
	実績報告時の必要書類	(該当なし)	<p>なし</p> <p>※実績報告フォーム内での簡易報告のみ</p>

8次公募以降で交付申請時点で賃上げ要件の加点申請を行った事業者様（経営革新枠で補助上限額の引き上げに係る賃上げの申請を行った事業者様は除く）におかれましては、賃上げ証憑のご提出時期が7次公募の実績報告時とは異なり、事業化状況報告時（後年の報告時）となります。ただ事業化状況報告は実績報告時から約1~2年経過後の実施の為、事業化状況報告時まで過去の賃上げ証憑を保管しておく必要があり、事業者様にとってご負担が大きくなるのが想定されます。

つきましては、事業化状況報告を待たずして賃上げ証憑をご提出いただける専用フォームをオープンしました。対象の事業者様におかれましては、事業化状況報告より前にjGrantsの専用フォームより賃上げ証憑のご提出をお願いします。

※可能な限り実績報告時と同時期に、速やかに提出を実施いただきますようお願いいたします

■ 賃上げ証憑提出時期のイメージ（8次公募以降）

